

群馬自治

平成30年
No.358
10月号

群馬県町村会・群馬県町村議会議長会／発行・編集人 梅村 透／〒371-0846 前橋市元総社町335-8 027-290-1352

特集

若者が「関わりしろ」を求めて、ローカルにやってくる
「関係人口」のつくり方

月刊「ソトコト」編集長 指出一正

町村トップ通信

邑楽町／金子 正一 町長

議長随想

中之条町／山本 隆雄 議会議長

正一

町長



ナナカマド

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 70

おすすめの一冊⑦⑥ 「定年入門」

吉岡町の魅力

吉岡町は、群馬県のほぼ中央に位置し、榛名山の東麓と利根川地域に展開しており、面積二〇・四六平方キロメートルの都市近郊農村です。昭和三十年四月に二村が合併し吉岡村が誕生し、平成三年四月には町制を施行しました。全国的にも希な人口が増加している町である吉岡町は、上毛大橋、吉岡バイパス、高崎渋川バイパスの供用開始や駒寄SICの設置など、前橋、高崎、渋川等の県内の主要都市へのアクセスの向上などを背景とし、さらなる人口増加が見込まれています。また、平成二十五年の国勢調査での昼夜間人口比率は、群馬県内で最も低い市町村となっており、ベッドタウンとして発展をしている町です。それでは、吉岡町が行っているいくつかの事業を紹介しましょう。

国道17号前橋渋川バイパスに隣接し、吉岡町の東の玄関口である「道の駅よしおか温泉」の物産館や「よしおかふるさと祭り」で、現在友好都市である北海道大樹町との「もの」の交流を平成二十年から行ってきました。この交流を発展させ、平成二十五年からは、未来を担う子どもたちが、大自然あふれる北海道で様々な体験すること

ことを目的として大樹町を訪れる「子ども交流事業」を行っています。

福祉面では、昨年度新たに「地域福祉交流拠点施設」が完成し、ボランティアの方々の協力をいただきながら、「元気になるカフェ」の運営を始めています。

観光面では、吉岡町にあるたくさんさんの隠れた名所を、健康づくりを兼ね、地元の方の解説付きで見学しながらウォーキングする「よしおか再発見ウォーク」を行っています。平成二十四年から行っているこの再発見ウォークは、普段生活している家の周りの歴史を学ぶことができ、健康づくりもできると町内外の方に、大変好評です。

三つの事業をあげましたが、いづれにも共通するのは地元の方の協力があります。我々役場の職員は、地元の方のために働くのは当たり前ですが、地元の方の協力なしでは、なし得ない事業もたくさんあります。地元の方と協働しながら事業を行い、まちづくりができる、そういうところも吉岡町の魅力の一つではないかなと感じています。

(吉岡町 総務政策課 北原 雄介)



やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち「おうら」を目指して

邑楽町長 金子 正一

邑楽町は「つる舞う形の群馬県」の「つる」の目の部分に位置します。東西約六^{キロメートル}、南北約七・七^{キロメートル}で面積は三一・二一平方^{キロメートル}を有し、利根川と渡良瀬川に挟まれた平坦地です。町内には平地林が多く点在し、町の東端には毎年白鳥



9月にオープンした中央公民館

の飛来する多々良沼があります。また、町のほぼ中心には役場や九月にオープンした中央公民館、町立図書館など公共施設が配置され、自然豊かな田園地帯と、住宅地などの市街地が、程よいバランスで調和した景観を形成しています。

最近では特産のブランド白菜「邑美人」（むらびじん）に加えて、「そばの町おうら」としても力を入れたPRを行っていきます。

さて、邑楽町は今年、町制施行五十周年を迎えました。

町制施行当初、人口は約一五〇〇〇人、世帯数は約三一〇〇世帯ほどでしたが、半世紀の時間を経て、現在人口は約二七〇〇〇人、世帯数は約一〇〇〇〇世帯となりました。しかし、全国的な少子高齢化は邑楽町にもさまざまな課題をもたらしています。

課題解決に向けて、これまでの取り組みを継続、推進してい

くのはもちろんですが、これまで以上に町民の皆さんと協働のまちづくりを進め、町の魅力をさらに高め、町に暮らす誰もが未来に向かって夢と希望が持てる「やさしさと活気の調和した夢あふれるまち「おうら」」を町の将来像として、次の五十年へ向けたまちづくりのスタートの年にしたいと思っています。

また、町制施行五十周年の節目の今年、前述しましたが役場庁舎の西側に中央公民館が完成し九月にオープンしました。

邑楽町はこれまでも社会教育に力を入れてきましたが、町民の皆さんが一堂に会してイベントを行ったり、芸術文化に親しめたりするような施設がありませんでした。この中央公民館は、長年町民の皆さんから寄せられていた多くの期待に応えるとともに、学習、芸術文化活動、まちづくりの拠点として整備されたものです。

これまでの公民館機能に加え

て新たに整備されたホールは、約三百五十席の電動可動席と約百四十席分の昇降床を備え、少人数のイベントから約五百名の催しまで、様々な利用形態での活用が可能となっています。また、舞台から客席、バックヤードの楽屋まで含めて全てフラットなバリアフリーな空間となっているほか、県内でも数少ない難聴者支援システムも備えていることから、町内にとどまらず、広域の福祉イベント等での活用を期待しています。

サイズとしては、約五百席の中規模ホールとなりました。これは、日常的な使い勝手を優先したものであり、著名なアーティストや大規模なクラシックの公演などには向きませんが、その分、町民の皆さんや近隣のアーティストの皆さんが気持ちよく発表できる、〃ちようどよいサイズ〃のホールになっています。

このホールは、これから末永く親しまれ、町民の皆さんに愛されるよう、応募総数八〇〇件を超える一般応募の中から「邑の森ホール」と名付けられました。

町では、この中央公民館を使って全国に発信ができるような町民の皆さんの自主的な活動



木のぬくもりあふれる「邑の森ホール」

を育てるため、音楽、ダンス、演劇の三部門を柱として「中央公民館開館準備事業」に取り組み、すでに町民吹奏楽団や町民劇団が発足し、活発な活動を展開をしています。また、県内でも珍しい一対一のダンスバトル大会は、仙台市や松本市など県外からの参加者も含め百人以上が集まり、注目を集めています。これからも「邑楽町ならではの特色ある文化活動を育て、「文化と教育の町おうら」を推進していきたいと考えています。

若者が「関わりしろ」を求めて、

ローカルにやってくる

「関係人口」のつくり方

月刊『ソトコト』編集長 指出一正



観光以上、移住未満の 第三の人口

「関係人口」とは

二〇一八年夏のある夜、東京・日本橋の一等地に、ちよつと変わった小さなスナックがオープンした。ママは奈良直平庁の職員、ちいママは名古屋在住の若い女



photo by Ayami

奈良県・天川村で開かれた「関係人口」の若者による「スナックミルキー」の様子。奈良県が主催するソーシャル人材育成講座「奥大和アカデミー」の受講生たちによるプロジェクトだ。

性だ。営業時間は一夜かぎり。

ここに三十名を超す奈良県の「関係人口」の若者たちが入れ替わり立ち替わり集まった。名前は「スナックミルキー」。ルーツは、奈良県・天川村にある。

ぼくはいま、二〇一二年から開講した島根県のソーシャル人材育成講座「しまコトアカデミー」をはじめとして、日本各地の行政の方々から依頼を受けて、「関係人口」を育成するための事業のメイン講師と監修を務めている。この「スナックミルキー」は、奈良県が主催する天川村をフィールドとした講座「奥大和アカデミー」を受講している、名古屋の二十代、三十代の若者たちがみずから考え、つくり出したプロジェクトだ。

「関係人口」とは、ひとことでまとめれば、「観光以上、移住未満の人」のことを指す。もう少し専門性の高い表現をするならば、「交流人口でも定住人口でもない、第三の人口」と捉え

ることができる。交流人口と違い、積極的に地域の人たちと関わり、その社会的な足跡と効果を「見える化」しているのが「関係人口」といえるだろう。

群馬県のみなさんのまちに、最近こういう人が現れていないだろうか。まちを幸せそうにふらふら歩いている若い男性。「あの男の子、ついこの前もうちのまちに來ていたな。かといって、観光でやってきている感じではないし、移住を考えているわけでもないさそうだし。よくよく観察していると、地元若者と何かイベントやマルシェの運営や空き家のリノベーションの作業を楽しく行っていたり、お年寄りたちとのコミュニケーションや会話が弾んでいた。なんだかいいな」。

彼はまさしく「関係人口」のひとりである。その地域やまちに関わることで、自分ごととしての手応えを感じてくれている若者だ。

地方の大きな課題である、人口増加やまちづくりの文脈において、属性としての「観光客」を〇、「移住者」を一〇〇と考えてみたときに、これまでその間にある一から九九の階段のことを認識する人があまりにもいなかった。ゼロサムゲーム、オーロアナッシングの論理で人口を理解しようとしていたゆえの盲点かもしれない。

そのあいまいな階段を一段ずつ行ったり来たりする人たちが、つまり「関係人口」のことを、自著『ぼくらは地方で幸せを見つける』ソトコト流ローカル再生論（二〇一六年、ポプラ社）の中で未来を拓くキーワードとして紹介し、提唱をしたところ、総務省、内閣官房、国土交通省など、地方創生の大役を担う関係省庁の担当の方々に目に留めていただき、重要項目として大きく事業化されたり、国の政策提言に盛り込まれたりすることとなった。「関係人口」はいま、所属を問わず、日本各地の地方創生に関わる人から注目を集める言葉に成長してきている。

『スナックミルキー』は昨年の秋に行われた、天川村での「奥大和アカデミー」のインターン

シップで、受講生たちが「天川村でスナックをやってみよう」というひと言から始まった。天川村におうかがいして、天川村の特徴や日常を学ばせていただくお返しに、という考えから『スナックミルキー』のプロジェクトが進行していった。

開催当日、会場となる洞川温泉で手描きの看板をつくり、廃業した温泉旅館をリノベーションした施設『シェアオフィス西友』のカウンターに名古屋の酒やおつまみが並べられると、開店とともにやってきてくれたのは、天川村の洞川地区の区長さんや旦那衆たち。スナックを経験したことのない、まるで娘や孫娘のような世代のママやちいママのおぼつかない接客が逆に新鮮で、相好を崩し、「楽しいやん!」の声が出る。

夜も更けると、『スナックミルキー』に八十名近くの人々が来店する事態に。現れたのは、仕事を終えた若旦那や若女将、Uターン、Iターンの若者たちだ。「夜にこんな場所、めっちゃ

ほしかったんです」と、和気あいあいと盛り上がる。このとき、その賑わいを外から眺めて入ってきた若い観光客のカップルが

カウンターで、「今日は彼女の誕生日なんです」と、ママとちいママにふと漏らしたことで、区長とのあいだでひそひそ話がなされ、サプライズパーティーが始まった。

カップルの彼女のために用意されたのはバースデイケーキ。それも、ただのケーキではない。天川村の洞川地区のおいしい水「ごろごろ水」を使って、ていねいにつくられた豆腐だ。この時間、天川村でケーキを売っているお店も、もちろんコンビニもない。街道の並びの豆腐屋に駆け込み、分けてもらったその豆腐に三本のキャンドルが立てられ、バースデイソングが流れた。カップルのふたりからは、忘れられない天川村の人々への謝意が述べられた。この天川村での『スナックミルキー』の成功を受けて、区長からの依頼や、各地からのリクエストが舞い込み、『スナックミルキー』は、メンバーを増やし、変えながら、東京・日本橋や他地域でも営業活動を広げている状況だ。

『スナックミルキー』は、地元の人でもなく、観光客でもなく、移住者でもない、「関係人口」となる名古屋の若者が考え、楽

しんで実施したプロジェクトである。ほくは常々、こう考えている。「移住者をただやみくもに増やすことだけが、その地域の利益につながるのか。それよりも、その地域のことを親身に思ってくれる『関係人口』への理解とその育成こそ、そこに暮らすみなさんの幸せに現況としてはつながるのではないか」。

日本のほとんどの地域が人口急減に突入している時代、行政が移住者を呼び込み、人口を増加させるためには、各地がお互いを牽制しながら、少ないパイを奪い合うことになる。そのパイはさらに年々小さくなっている。ここに現場の担当者たちの疲労感が見え隠れする。福井新聞の記事（二〇一八年八月十四日付朝刊「増やせ! 関係人口」）によれば、二〇一八年一月に東京で行われた大規模な移住フェアでは、来場者約八千名のうち、福井県のブースに開催七時間で実際に移住の相談にやってきたのは、わずか七名だったという。移住人気の高い福井県でさえも、である。

そんな中で、人口が減っているにもかかわらず、その土地に関わる人材はどんどん増えていく「関係

人口」の創出が、もうひとつの方策として大事なことは自明だろう。ひとつの地域だけでなく、複数の地域に関わるのが可能なのが「関係人口」だからだ。ゆるやかなつながりから始まる「関係人口」に、取り合いのロジックは存在しない。

「関係人口」をつくり、増やすための「関わりしろ」と「関係案内所」

二〇一八年四月に総務省が「関係人口」創出事業」のモデル事業としての採択団体を三十か所、決定したこともあり、日本各地で「関係人口」を意識し、その増加を目指す市町村が現れてきた。「関係人口」をつくり、増やすための、ほくなりの考え方を伝える。

まず、若者たちがそのまちに何を求めてやってくるのかといえば、それは「関わりしろ」だ。「関わりしろ」とは造語で、のりしろや伸びしろのような言葉をイメージしていただきたい。余白とも通じるだろう。つまり、まちに関わってみたいと思わせる要素や空気をその地域が併せてもっているかどうか。「関わり

りしろ」のあるまちとは、首長や行政職員が、若者にしっかりとまちの課題を話せるまちで、けっして豪華絢爛な「まち自慢」ばかりを発信する地域ではない。「住民サービスもよく、住環境もよく、まちもにぎやかで、子育てや教育の制度も充実していて、全戸無線LAN完備の優遇住宅もあり、住みよいまちです」などという、どこでも聞かれるような行政の惹句は、「関わりしろ」を求める若者にとってはむしろマイナス効果の場合が多い。「そうか、そんなに充実しているなら、ぼくの関わる出番はなさそうだな」と興味を逸して素通りしてしまう。

それよりも、「わたしたちは愛してやまない地元ですが、課題もたくさんあります。中山間地域の人口急減やシャッター商店街、中心市街地の空洞化など、その課題をみなさんと考え、おもしろく解決していけたら」と、弱みや綻び、小ささ、遅さを臆せずに伝えられるまち。ツルツルピカピカのまちよりも、ザラツとしたひつかかりのあるローカルのまちに「関わりしろ」を感じて、「自分もやれることがあるかも」と「関係人口」の若者たちがやってくるのだ。つぎに、「関係人口」の輪を広げていくためには、単なる観光案内所ではなく、まちに人と人との関係をつなげていく「関係案内所」をつくる必要がある。実は観光客をいくら増やしても、そこから「関係人口」が広がっていく傾向はあまり見えない。それは、観光でやってくる人が求めるもの（自然、風景、史跡、食事、温泉）と、「関係人口」が求めるもの（人とのつながり、まちに関わる、居場所、出番、課題の解決）の決定的な違いによる。従来の事象を紹介する観光案内所ではなく、そのまちに暮らす人々を紹介し、出会う「関係案内所」ができることで、人が集まっている場所が生まれ、まちの中の人と、外からの人との信頼関係が増幅されていくのだ。

宮崎県の児湯郡にある新富町では二〇一七年に観光協会を解散して、地域商社「こゆ地域づくり推進機構」（こゆ財団）が設立されたが、これなどはよくの考えている「関係案内所」のひとつの形態だ。この「こゆ財団」では、新富町出身の若者たちが、ふるさと納税や特産品開

発で得た利益を若手の起業家の育成に活用している。毎週のようには日本の各地から注目の若いローカルイノベーターたちがメインターとして集い、地元の若者の育成を通して、ローカルイノベーターたちも、地元の若者たちと各々のつながりを醸成している。結果として新富町は、「関係人口」の創出はもちろん、ふるさと納税の売り上げが数倍に伸び、さらに移住者や二地域居住の若者までもが増えていく状況だ。

プロフィール

指出 一正（さしで・かずまさ）

月刊『ソトコト』編集長。1969年群馬県生まれ。上智大学法学部国際関係法学科卒業。雑誌『Outdoor』編集部、『Rod and Reel』編集長を経て、現職。島根県「しまコトアカデミー」メイン講師、静岡県「『地域の店』デザイン表彰」審査委員長、奈良県「奥大和アカデミー」メイン講師、奈良県下北山村「奈良・下北山 むらコトアカデミー」メイン講師、福井県大野市「越前おおのみずコトアカデミー」メイン講師、和歌山県田辺市「たなコトアカデミー」メイン講師をはじめ、地域のプロジェクトに多く携わる。内閣官房まち・ひと・しごと創生本部「わくわく地方生活実現会議」委員。著書に『ぼくらは地方で幸せを見つける』（ポプラ新書）。趣味はフライフィッシング。



月刊『ソトコト』



関連著書『関係人口をつくる』



関連書籍『ぼくらは地方で幸せを見つける』

平成31年度

県予算編成・施策に関する

要望活動を実施

県町村会は、平成三十年九月十九日、大澤知事に対し、平成三十一年度の群馬県予算編成に伴い、県内町村が直面している諸課題に関して特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。

なお、要望内容及び要請事項については、次のとおり。

ようお願い申し上げます。

1、地方交付税の 総額確保について

総務部

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。私ども町村を取り巻く環境は、急速な少子高齢化、深刻な人口減少による地域活力の低下に加え、税源に乏しく脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など依然として極めて厳しい状況ではありますが、群馬県町村会としては、町村長相互の連携を一層強固なものとし、試行錯誤、創意工夫をこらしながら地方創生を深化させ、これら直面する困難な課題に積極果敢に取り組んで参る所存です。

お願い申し上げます。特に、地方交付税の総額確保については、町村にとっては命綱であり、複数年にわたり継続的に安定して確保されますよう、県におかれましても全力で対応いただければ幸甚に存じます。

大澤知事と正副会長

さて、今般の要望事項につきましては、「地方交付税の総額確保」をはじめ、町村にとっては、どれも必要不可欠なものです。ありますので、特段のご高配を

また、第三十二次地方制度調査会では、圏域における地方公共団体の協力関係、その他必要な地方行政体制のあり方等が諮問されましたが、地方創生の成果も検証できていないうちに、圏域という形が合意形成されようとしているのは、自主独立の精神で地方創生に取り組んでいる町村の熱気に冷や水を浴びせる以外の何物でもないことから、極めて慎重な議論が必要だと思っておりますので、県におかれましても十分にご理解賜り、積極的なご支援も賜ります

町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保することについて、引き続き国への働きかけを要望いたします。

また、地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと及び過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっておりますため、全額復元に取り組むことも併せて国への働きかけを要望いたします。

2、地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

総務部

これまで、県における地方税収確保対策の一つとして実施している、税務に精通した県職員を町村へ派遣（併任）することでの県と市町村間の連携した取組は、徴収実績の向上に多大な効果を発揮し、さらに、地方税対策会議及び地方税徴収対策推進会議等の活動を通じて、県との交流はもとより市町村間同士でも担当職員の相互交流が図られ、県と市町村間及び市町村同士の連携強化による協働作業が、着実に地方税全般の収入増に繋がっています。

引き続き、町村として健全な財政運営を継続し、地方分権、地方創生を推進していくためには、確実な自主財源の確保が必要であり、そのためにも、適正公平な賦課徴収に基づいた厳密な債権管理に努めるとともに、さらに税収確保体制を強化し整備していく必要があります。このため、これまでも増した賦

課徴収業務の強化、目標達成に向けた進行管理の徹底、中核職員の意識・技術向上、広域的な取り組みによる連携をより強固にすることが必要不可欠であると考えています。

つきましては、町村としても、さらに税務担当職員の資質向上や税収確保体制整備に尽力していきますので、県と市町村及び市町村相互が連携した税収確保体制の強化を図り、地方税収の継続的な増加に繋がるよう、県におきましても平成三十一年度以降も人員削減することなく、専任組織による県税職員の市町村派遣、合同滞納整理、合同公売や実務研修制度の実施、また、相互に課題を検討及び解決する体制の強化等により、県と市町村が連携した税収確保体制の充実強化を図ることを引き続き要望いたします。

3、火山対策の充実について

総務部

群馬県内では、三つの火山（日光白根山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、本白根山）、浅間山）に噴火警戒レベルが運用されて

おり、各火山が所在する町村においては、活火山法に基づく火山防災対策として、火山ハザードマップや火山防災マップ等の作成・周知、避難計画の策定、施設所有者等の避難確保計画の策定と避難訓練の実施、また、火山への登山者に対する措置も行うことが求められており、併せて、安全対策として避難施設の整備や維持管理及び火山防災情報の広報などが求められています。

これらに適切に対応するには、単独の町村で行うには予算的に厳しく、また、専門的知識・知見が必要であるため、町村の体制ではかなりハードルの高いものとなっていることから、火山防災予算の確保について国へ積極的に働きかけいただき、県内の火山対策の充実を図るとともに、対象地域の町村に対して、活火山法に定められている避難計画の策定等について、県からの助言やサポートが講じられるような体制整備が図られるよう引き続き要望いたします。

4、「ぐんま緑の県民税」及び「ぐんま緑の県民基金事業」の継続について

総務部・環境森林部

「ぐんま緑の県民税」及び「ぐんま緑の県民基金事業」の開始から四年が経過し、鳥獣害対策をも含め着実に事業効果が出ていると思料されますが、森林の成長率に対し、現行制度の事業期間は効果が認められる十分な期間とは思われず、今後も継続して取り組んでいく必要があること並びに国の森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）

5、過疎対策事業債の運用基準の見直しについて

企画部

農業生産機能向上を図るための農道事業を過疎対策事業債の活用により実施する場合の運用基準は、受益農地面積がおおむね二〇〇以上となっており、

このような運用基準は、山間部の小規模自治体にとっては、非常に厳しい基準となっておりま

が創設されたとしても、不足している森林整備財源を全て充足できるとは考えられないことから、平成三十一年度以降も引き続き「ぐんま緑の県民税」及び「ぐんま緑の県民基金事業」が継続されますよう引き続き要望いたします。

なお、次の事項について、事業継続を前提として、対応いただきますよう併せて要望いたします。

- (1) 荒廃した里山・平地林の整備における「困難地整備支援」の対象経費に伐採木廃棄処分費項目を追加
- (2) 水源地域等の森林整備事業の予算額の更なる拡充

すので、効果的かつ貴重な財源である過疎対策事業債を最大限活用できるよう、現行受益面積基準の見直しを国へ働きかけいただきますよう要望いたします。

6、配偶者暴力相談支援センターへの財政支援及び県女性相談所における一時保護施設での外国人対応の充実について

生活文化スポーツ部

相談員が被害者の心の拠りどころとなつて日々、支援を行っている

配偶者暴力相談支援センターでは、身近な相談窓口、緊急時における安全確保、地域における継続的な自立支援を担っており、今後、県内町村でも同センターの設置が進むことが予測されますが、現在、相談員が行う業務に要する費用については、都道府県、指定都市、中核市及び市には補助金の制度（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）がありますが、町村は対象になっておりませんので、町村においても、国費補助又は県費補助等の支援策が講じられるよう引き続き要望いたします。

また、国際化の進展に伴い、DV被害者の国籍も多岐にわたっていることから、県女性相談所の一時保護施設へ措置するケースもありますが、言語問題や生活習慣の違いにより保護施設での生活も苦慮する点が多いので、外国籍被害者にも配慮した施設運営の整備を併せて要望いたします。

7、消費生活センター運営経費に係る支援の継続について

生活文化スポーツ部

現在、消費生活センター相談員が行う業務に要する費用については、地方消費者行政推進交付金を引き継いだ地方消費者行政強化交付金推進事業の対象となっておりませんが、この交付金事業については活用期間が限定されており、今後段階的に削減されていくことが決定しております。

IT化や国際化の進展、少子高齢化などにより、消費生活をめぐる問題も多様化・複雑化していく中で、消費者に最も身近な相談窓口として同センターが果たす役割もますます高まっています。いくものと考えられますので、現在の相談体制を維持し、継続的に消費者被害防止のための啓発活動を行い、今後の更なる消費者行政の充実のため、恒久的な国費又は県費補助金等の財政支援を引き続き要望いたします。

8、外国人住民への対応のための人的支援及び経費補助について

生活文化スポーツ部

外国人住民が人口の約一八割を占める大泉町では、特に南米系外国人が集住している地域であることから、多文化共生コミュニティセンター、保健福祉総合センターなどにポルトガル語の通訳職員を複数配置し、行政情報などの正確な提供に努めているだけでなく、県内外に住

9、産婦健康診査（産後一ヶ月）の一部補助について

こども未来部

出産年齢の上昇などで、健康管理がより重要な産婦が増加傾向にあり、産婦に対する保健指導・健康診査の重要性、必要性が一層高まっていますが、経済的理由などから健康診査を受診しない産婦も少なくないと指摘されています。

また、産後鬱の予防など、出

む外国人からの問合せや相談等への対応、同町で翻訳した資料等の県内外市町村への提供など同町以外に在住する外国人への対応も多いことから、通訳職員への負担及び人件費等の同町の負担が増大しているそうです。

つきましては、外国人住民に対する行政サービスの提供は、県内市町村共通の事柄でもあり、通訳職員や多言語への対応などは一自治体では限界があるため、県におかれましては、人的支援及び経費補助について、特段の配慮を賜りますよう引き続き要望いたします。

産後の初期段階における産婦に対する支援を強化し、妊娠期間から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築も必要とされていますので、現行の健康診査補助及び国費による産後一ヶ月の健康診査の一部補助に加え、県費による支援策も講じられるよう要望いたします。

10、福祉医療制度の更なる充実について

健康福祉部

福祉医療制度は重度心身障害者、子ども、母子家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう医療費の自己負担を補助する制度であり、障害者等の社会的に弱い立場にある人への支援、また少子化の一途を辿っている現在の日本において、子育て環境づくりを推進する上で、重要な制度でありますので、未就学児以外の子ども、重度心身障害者や母子家庭等への医療費助成（地方単独事業）を行うことに対する国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置を早急に全廃し、全国統一的な福祉医療の制度化を図るなど適切な措置を講じるよう国への働きかけを引き続き要望いたします。

11、小児慢性特定疾病医療費助成制度の見直しについて

健康福祉部

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となることから、小児慢性特定疾病医療費助成制度が利用できますが、この助成の対

象となるのは、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長が指定した指定医療機関で受診した場合の医療費です。

しかしながら、こうした医療機関は都市部に集中し、町村に在住する子どもが受診するには、遠方であることが多く、交通費・宿泊費など助成制度の対象でない費用負担も重くのしかかりますので、治療のための交通費・宿泊費の一部助成など制度を見直すよう国への働きかけを要望いたします。

12、救急医療・周産期医療・小児救急医療の体制整備について

健康福祉部

超高齢化社会を迎え、住民のみならず医療関係者も高齢化し、後継者不足から廃業される開業医も見られるようになってきており、町村の住民は医療受診にも苦慮しているのが現状です。

少子化対策、人口流出対策及び子育て支援の観点からも、安心してお産・子育てのできる環境づくりのためには、少なくと

も二次保健医療圏内での救急医療体制、周産期医療体制及び小児救急医療体制の地域的、体系的な整備をさらに推進する必要がありますかと思われまので、医師等の人材確保策も含めた十分な財政支援策を講じるよう国への働きかけを要望いたします。

13、保健センターの機能向上に対する財政支援について

健康福祉部

県内全体の保健事業や保健活動の拠点施設として地域に必要不可欠なものとなっている町村の保健センターは、昭和五十年代から六十年代に竣工された建物が多く、狭隘化や老朽化が顕著となっております。

つきましては、事業の効率性や住民の利便性の低下が懸念されることから、施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー・バリアフリー化等の機能向上に対する財政的な支援としての国費又は県費による補助金制度の創設を要望いたします。

14、発達障害児(者)の支援施策の充実について

健康福祉部

発達障害者支援法が制定され、県においては、発達障害者支援センターの設置をはじめとして、様々な事業に取り組んでいたいておりますが、専門的相談や受診を希望した場合には、この機関も予約者が多く、数か月待ち又は受け入れてもら

15、特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」駆除の広域対応経費補助について

環境森林部

特定外来生物であるクビアカツヤカミキリは、日本の文化に定着している桜や果樹に被害を及ぼしている状況であり、特にその早期対応が重要であるとの

えない状況にあります。

発達障害支援に詳しい医師や心理士、作業療法士等も少なく、町村単位で事業を実施していくのは困難な状況にあることから、身近な地域でライフステージを通して切れ目なく、相談・療育・就労・医療支援が受けられるよう、県において、専門職の配置の充実、発達障害支援センターの複数設置も視野に入れた体制整備や人材育成等を図られますよう要望いたします。

観点から、広域での駆除に努めているところもあります。

クビアカツヤカミキリの生体は、幼虫から二・三年で羽化することから、その対応に三年間が必要であること、また、完全な駆除については、公有施設だけでなく民有地においても、広域的に適切な措置を講じる必要があることから、国又は県における広域対応経費補助制度の創設を要望いたします。

16、有害鳥獣対策について

環境森林部・農政部

有害鳥獣対策については、県において鳥獣被害対策本部が設置され、全庁的な被害対策を推進していただいておりますが、

ニホンジカ、クマ、イノシシ、サル等による農作物被害が市街地にまで拡大するなど、町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルにまで達しておりますので、引き続き、関係機関が協力して生息状況の調査と迅速な被害防止対策を行うとともに、監視体制の強化策を検討し、被害が減少するよう、県としての適切な指導・対応を引き続き要望いたします。

また、狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図ることも引き続き要望いたします。

なお、これら野生鳥獣の増加に伴い、ヤマビルの生息地が畑や人家付近にまで拡大しており、住民や観光客の吸血被害も多くなっておりますが、生息域の拡大を防ぐためにも原因となる野生鳥獣の捕獲が極めて有効な手段と考えられます。

農作物被害の防止等のために野生鳥獣を捕獲した場合には、県単補助事業で捕獲奨励金が交付されますが、国の交付金を活用する場合でも、ニホンジカ、ニホンザル、カモシカ及びイノシシの幼獣に対する奨励金を成獣についても拡充されますよう

併せて要望いたします。

17、六次産業化等への事業に対する補助金の創設について

農政部

町村の産業を取り巻く情勢については、その根幹となる第一次産業において、農林業従事者の高齢化や所得の低迷に起因する担い手の減少、農地・山林等の荒廃化など、依然として厳しい状況が続いています。

第一次産業の再生は、喫緊の大きな課題であります。その対処方法として、地域の農林業者が主体的に参画し、第一次産業を起点とした地域内からの六次産業化の推進が期待されておりますので、県においても、六次産業化チャレンジ支援事業等のほか、小規模又は個人に対する補助制度等の拡充・支援を図られるよう要望いたします。

18、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の予算確保について

県土整備部

平成二十二年度に創設された社会資本整備総合交付金は基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業やソフト事業を総合的・一体的に実施することにより、自由度が高く、自治体の創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成二十四年度に創設された防災・安全交付金は地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策及び地域における総合的な生活空間の安全確保を集中的に支援する交付金として大きな成果を上げてきたところですが、最近では、要望額に対する交付額が大幅に削減され、事業計画の今後の進捗に重大な支障をきたしている状況でもあります。

つきましては、事業計画の目標を達成するため、必要な予算が確保されるよう国への働きかけを引き続き要望いたします。

19、危機管理型水位計の設置について

県土整備部

近年、時間雨量五〇ミリの雨が頻発するなど、雨の降り方が、局地化・集中化・激甚化

しており、水害や土砂災害の頻発化、激甚化が懸念されています。

こうした中、国では全国の中小河川の緊急点検を実施し、その対応策として、河川の水位把握を行うための、水位計の設置を行う事としております。

県においても、住民の生命、身体、財産を守るため、予定（希望）位置全てへの設置を要望いたします。

20、浄化槽工口補助金制度の継続について

県土整備部

汚水処理人口普及率ステップアッププランに基づき、平成二十三年度に「浄化槽工口補助金」制度が創設され、その後の継続実施の効果により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換がより一層促進されております。

住民負担額を軽減する「浄化槽工口補助金」を継続していただくことにより、県内市町村において合併処理浄化槽への転換が促進され、全国的に低い群馬県の汚水処理人口普及率の向上と更なる公共用水域の水質保全

が図られることが期待できますので、当該補助制度の平成三十一年度における継続を要望するだけでなく、当該補助制度の長期継続も併せて引き続き要望いたします。

21、浄化槽市町村整備推進事業の見直し等について

県土整備部

浄化槽整備事業において、平成二十七年から「新設設置」に對しての県費補助制度が廃止となりましたが、地域の特性から新設設置の割合が高い町村も見受けられます。

汚水処理事業を推進していくうえで、県費補助制度がなくなるとは、町村及び設置申請者にとって大きな負担増となります。

汚水処理人口普及率を上げたことが財政的なマイナス要因になりかねない状況となり、新設設置申請者に対する説明に苦慮し、住民からも疑問の声が寄せられています。

加えて、新設設置に対する補助が、県外からの移住や定住の促進など、人口減少対策の一助になることも期待できます。

で、浄化槽市町村整備推進事業における「新設設置」に對する県費補助制度の復活を引き続き要望いたします。

また、浄化槽の耐用年数は、一般的に躯体で三十年以上、機器整備類で七年～十五年と言われており、事業開始からの経過年数を考慮すると、今後の改築更新費用が大きな課題となり、財政的に大きな負担となることが予想されますので、今後さらに進んでいく浄化槽の老朽化に備え、必要な予算措置を講じるよう国への働きかけを要望するとともに、県としても新たな補助等の対策を検討されるよう引き続き要望いたします。

22、流域下水道維持管理に係る県負担及び流域下水道建設費の県負担について

県土整備部

下水道事業については生活環境の改善や河川や湖沼などの公共用水域の水質保全を図るために不可欠なものであり、県及び市町村は下水道の整備を推進しているところです。

各処理区の流域下水道では、

従前から「維持管理に要する費用の負担等に関する覚書」に基づき、維持管理負担金を県と構成団体で負担しておりますが、平成二十五年の県下水環境課主催の会議において、県から平成二十五年度中に構成団体と協議が整い次第、維持管理負担金の県負担分を廃止したいとの申し出があり、これを受け県・構成団体で協議を重ねましたが、依然として協議は整っておりません。

維持管理負担金の県負担分廃止は構成団体に多大の負担を強いるものであり、覚書を交わした際の経緯や、協議が平行線のままであること等を考慮いただき、平成三十一年度においても従前のとおり県の負担を引き続き要望いたします。

また、流域下水道建設に係る県負担資本費についても回収の意向が示されておりますが、本件についても構成団体に多大な負担を強いるものでありますので、現行どおりの県負担継続も引き続き要望いたします。

23、県内単一下水道事業の運営について

県土整備部

下水道事業の経営環境は、全国的に厳しさを増しており、効率的な事業運営が求められている中、国は、総務省・農林水産省・環境省の連名で平成三十四年度までの「広域化・共同化計画」策定を都道府県に要請し、県においては、汚水処理事業の広域化・共同化計画を策定する予定と伺っております。

このような状況の中で、県内は基本的に「県央・西毛・五妻・北毛・東毛」の五ブロックに区分して検討を進める方針が示されましたが、広域化のスケールメリットを最大限に発揮するためには、県内の全下水道事業を統合し、県が主体となって運営すべきと考えます。

県内単一下水道となった場合、将来に向けて受益者負担の増加を抑制でき、汚水処理計画も活用することができ、さらに、県では複数の流域下水道事業を運営しており、構成団体からの負担金の在り方や人事配置、経理手法などの事業運営ノウハウも蓄積されていることから、県内全下水道事業の統合の検討が必要と考えます。

下水道事業の業務委託については、下水道料金の賦課徴収業務は、料金算定の都合により下水道事業に委託し、下水道施設の維持管理業務については、民間企業に委託しているのが現状ですが、現状の業務委託を県内五つの下水道事業ごとに集約することでもスケールメリットが得られますが、県が業務委託を

集約し、包括的に推進することによって生まれるスケールメリットの方が大きいことは疑うまでもありません。

現在の広域化の理想の形は、東京都の水道局や下水道局であり、埼玉県では、秩父広域市町村圏組合の上水道の統合を皮切りに、その他地域がブロック化され、平成四十二年度には埼玉県内単一下水道になる構想とされています。

道府県内単一下水道事業は、他に例を見ませんが、近い将来に実現していただきたい施策として要望いたします。

24、上信自動車道等の七つの交通軸とその軸につながる生活幹線道路の整備促進について

県土整備部

県が推進する「群馬がはばたくための七つの交通軸構想」は、地域経済における多大な効果と県土発展に勢いを生んでいますので、今後も「七つの交通軸」の整備・強化を推進されますようお願いいたします。

しかしながら、広域幹線道路が次々と開通していく一方、整備の遅れが指摘されている地域もあるのが実状で、その地域では、過疎化、高齢化が激しく、生活道路の整備は地域存続のために不可欠なものであります。

通院、通学等、住民の暮らしに直結する切実な事情、地域間交流を盛んにすることによる産業振興等、これら諸課題の解決にも道路整備は大きく関わっておりますので、整備の遅れが指摘されている地域における交通軸の整備促進を加速させるとともに、整備が進むことにより交通量の増加が見込まれる生活幹線道路の万全な安全対策等を施しつつ、その軸につながる生活幹線道路の集中的な整備を引き続き要望いたします。

また、予てから要望しております吾妻地域の活性化に大きく

寄与する上信自動車道については、八ッ場バイパス区間から以西の整備区間早期指定と上信自動車道の早期完成を国へ働きかけていただくよう引き続き要望いたします。

25、道路の維持管理について

県土整備部

県管理道路において、植栽帯や縁石まわりの雑草の繁茂により、町村道との交差点部等において、運転者からの視界が不良となっている状況や、歩行者や自転車の通行に支障をきたしている状況が見られますので、道路利用者の交通安全を確保するため、県管理道路の適正な維持管理を要望いたします。

また、町村道は、住民の主要な生活道路であることから、住民生活に支障をきたさぬよう、常に良好な状態で安全に円滑な交通を確保するための効率的な維持管理が必要であることから、小規模な町村道工事に対する支援策を講じられるよう要望いたします。

26、空家等対策の推進について

県土整備部

空き家の有効活用は、移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも重要な課題となっています。

町村がさらに空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、県におかれましては、次の事項に関し、支援措置を講じるよう国への働きかけを要望するとともに、県費補助制度の創設及び県支援策の拡充を要望いたします。

(1) 町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。

(2) 空家等対策の推進に関する特別措置法による特定空家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化を図るなど税制面での検討を含め、町村における空き家の有効活用等が一層推進されるよう制度的な方策を講じるとともに、地方創生推進交付金の弾力的活用など財政面においても積極的な支援を行うこと。

(3) 町村への技術的な助言の提

供、市町村相互間の意見交換の場の設置、空家等対策協議会構成員の仲介又はあつせん等の県の支援体制を充実すること。

27、県設置の公共施設におけるトイレの洋式化について

各部局共通

近年における若年層は、和便器を使用したことのない生活を送っていることや、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックに代表されるインバウンド等の諸施策を背景に、外国人旅行者が年々増加傾向にあることなどの環境・動向変化への対応、更に観光地としての利便性・魅力向上のためにも、これまでに群馬県が設置した公共施設のトイレについて、和便器のものがあれば洋式化（座位式）のトイレに改良されるよう引き続き要望いたします。

また、身体的な弱者にやさしいユニバーサルトイレの設置や、標示サイン関係についても統一した図柄（絵柄）などのユニバーサルデザイン化等の整備を図るよう併せて要望いたします。

関東町村会 トップマネジメント セミナー開催



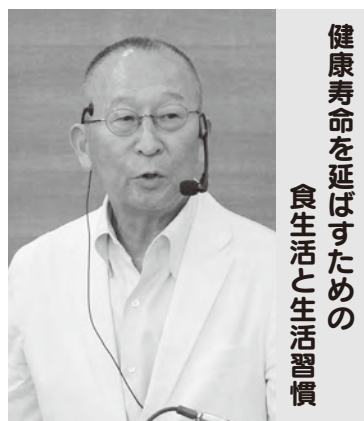
関東8都県から二二二名が参加

トップマネジメントのあり方を学ぶ

関東町村会（関東八都県町村会）で構成。会長は東京都河村会長は、町村が直面する課題と問題解決を図るため、副町村长、総務課長として分権時代にふさわしい必要な知識や管理監督技術を習得することを目的とする。とともに、関東各都県町村会の共同開催により、研修の効率化並びに県境を越えた町村相互の情報・意見交換及び連携強化を図ることを目的に「関東町村会トップマネジメント」を開催した。

今年七月二十六日～二十七日に、東京都・全国町村会館において、本会並びに茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の関東八都県の町村会から副町村长・総務担当課長等百二十二名の参加があり、各講師の提言に真剣に耳を傾けた。

健康寿命を延ばすための
食生活と生活習慣



食生活ジャーナリストの会 会員
佐藤 達夫 氏

職員の育成と モチベーション・マネジメント



人事院公務員研修所 教授
財務省財務総合政策研究所 研修部長
高嶋 直人 氏

内部統制でリスクマネジメントが変わる 地方分権時代におけるリスクマネジメントのあるべき姿



一般社団法人 日本経営協会 専任講師
森総合研究所 代表
森 健 氏

県町村会・県市長会

群大病院の特定機能病院の早期承認について

厚生労働大臣に要望

県民の安全で安心できる住民生活を維持確保していくために、八月三日、群馬県町村会は群馬県市長会（会長は清水太田市長）とともに東京霞が関の厚生労働省を訪れ、加藤勝信厚生労働大臣に対し要望書を手交した。

一連の医療事故により特定機能病院の承認を取り消されている群馬大学医学部附属病院では、その後の診療体制の見直しや安全管理体制の整備など大学をあげた改革の実績を踏まえ、厚生労働大臣あて特定機能病院の再承認の申請を行っている。

群大病院ではこれまで難治性疾患など様々な症例患者を受け入れ本県最先端の高度医療を提供してきたが、特定医療病院の承認取り消しにより高度医療技術の研究開発や人材育成機能に支障を来していることから、県民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊に繋が

りかねず、県内三千五十町村長の総意として早期の再承認を強く要望した。

▼加藤厚生労働大臣に要望書を手交する茂原会長（中央）
右から加藤大臣、清水市長会長、茂原会長、須藤医師会長、羽生田参議院議員



群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認について（要望）

群馬大学医学部附属病院（以下「群大病院」という。）では、腹腔鏡手術を受けた患者が死亡する一連の医療事故が判明し、平成27年6月、特定機能病院の承認を取り消されましたが、事故の判明以来、診療体制の見直しや安全管理体制の整備、病院開設者である群馬大学をあげたガバナンスの強化など様々な改革を徹底して進めています。こうした再発防止のための取組は外部委員で構成される病院監査委員会からも高く評価されており、これらの実績等を踏まえ、本年5月31日に厚生労働大臣あて特定機能病院の再承認の申請を行ったところ

です。群大病院は、難治性疾患を含む様々な症例の患者を受入れ、最先端の高度医療を提供してきましたが、特定機能病院としての取扱いがなされないことは、同病院の高度医療技術の研究開発や人材育成機能にも支障を来しています。

また、このような状況は、若手医師に対する不安感や求心力低下を招き、平成27年度に30名であった臨床研修医の採用数が、平成28年度には14名に半減し、現在に至るまで取り消し前の水準までには回復していません。さらに、この4月に始まった新たな専門医制度において、本県では外科や整形外科の専攻医が1名のみという厳しい状況とな

っているところです。群大病院に本来期待される高度医療の提供や医師の養成や確保という役割をこのまま十分に果たすことができない場合には、群馬県民から必要な医療を受ける機会を奪い、地域医療の崩壊につながりかねません。

ついては、安全で安心できる住民生活を維持確保していくために、群大病院について、特定機能病院として早期に再承認いただくよう、群馬県内35市町村長の総意として、強く要望します。

平成30年8月3日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

群馬県市長会 会長 清水 聖 義
群馬県町村会 会長 茂 原 荘 一

前橋市長	山本龍	榛東村長	真塩卓
高崎市長	富岡賢治	吉岡町長	石関八
桐生市長	亀山豊文	上野村長	黒澤利
伊勢崎市長	五十嵐清隆	神流町長	田村秀
太田市長	清水聖義	下仁田町長	原谷川
沼田市長	横山公一	南牧村長	長谷川
館林市長	須藤和臣	甘楽町長	茂原正
渋川市長	高木勉	中之条町長	茂原睦
藤岡市長	新井雅博	長野原町長	萩原川
富岡市長	榎本義法	嬬恋村長	熊川
安中市長	茂木英子	草津町長	黒岩信
みどり市長	須藤昭男	高山村長	後藤幸
		東吾妻町長	中澤恒
		片品村長	梅澤志
		川場村長	外山京
		昭和村長	堤盛吉
		みなかみ町長	前田善
		玉村町長	角田紘
		板倉町長	栗原二
		明和町長	富塚基
		千代田町長	高橋純
		大泉町長	村山俊
		邑楽町長	金子正

安い掛金で大きな補償！

全国町村職員生活協同組合は、町村等職員が組合員となっていただく職域生協です。
町村等職員であればどなたでもご加入いただけます。退職後も、継続利用いただけます。
剰余金の割戻もあります。剰余金が生じたときは、払込共済掛金に応じて剰余金を割戻します。

火災共済事業

掛金と共済金額

火災共済掛金は、1口10万円につき60円
契約最高限度額は、600口、6,000万円が限度です

共 済 契 約 の 最 高 限 度			
区 分	加入口数	共済金額	共済掛金(年額)
建物のみの場合	400口	4,000万円	24,000円
動産のみの場合	200口	2,000万円	12,000円
建物と動産を併せた場合	600口	6,000万円	36,000円



自動車共済事業

- ① 事故解決のため、全国に査定専門員を配置し、示談交渉サービスを行っています。
- ② 24時間年中無休の事故受付。フリーダイヤルによる夜間・休日の事故受付及び事故現場での対処方法など緊急時の相談業務を行っています。
- ③ 万が一事故を起しても、掛金額が上がることはありません！
- ④ 無料のロードサービスもついています。

掛金

用途及び車種区分 共済金額		共 済 掛 金 (年 額)			
		自家用普通小型乗用 (660cc超)	自家用軽四輪自動車 (660cc以下)	自動二輪車 (125cc超)	原動機付自転車 (125cc以下)
A型	対人賠償共済 無制限	30,000円	19,000円	17,000円	12,000円
	対物賠償共済 1,000万円				
	自損事故傷害共済 1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済 500万円				
B型	対人賠償共済 無制限	33,000円	21,000円	20,000円	14,000円
	対物賠償共済 無制限				
	自損事故傷害共済 1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済 1,000万円				

下記の共済金をお支払します。



- ◎対物賠償共済金 (他人の財物を壊したとき)
- ◎対人賠償共済金 (他人を死傷させたとき)
- ◎無共済等自動車傷害共済金 (無保険車との事故で死亡・後遺障害となったとき)
- ◎限定搭乗者傷害共済金 (同乗の家族が死傷したとき)
- ◎他車運転特約共済金 (他人の車を運転中に事故にあったとき)
- ◎自損事故傷害共済金 (単独事故で死傷したとき)

車両共済(保険)

ご自身のお車を補償します。町村生協の自動車共済に既にご加入の場合 最高43%OFF
無料のロードアシスタンスもついてきます。
(町村生協の自動車共済とは別に加入手続きが必要です)

お問合せ
資料請求は



〒371-0846 前橋市元総社町335-8 市町村会館6F
全国町村職員生活協同組合群馬県支部(群馬県町村会内)
TEL 027-290-1352 / FAX 027-255-5302
Homepage <http://www.zcss.jp/>

全国町村 議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険（医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険）

保険期間 2019年1月1日午後4時から1年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険 5つの特長

1

「病気」を補償します！

- 病気による入院・手術を補償します。三大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となった場合の補償もセットできます。
- 病気による入院は、日帰り入院から補償します（注1）。また、1回の入院につき120日限度、通算1,000日まで補償します。

4

お手続きは簡単です！

- ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知で加入できます（注2）。
- 保険期間は1年間です。以降1年ごとに自動継続となりますので、お手間が掛かりません（注3）。

2

団体割引30%の、割安な保険料です！

ご加入年齢 満60歳～満64歳の場合（A型にご加入いただいた場合）
 疾病入院保険金 1日につき **5,000円**
 入院中の手術：入院保険金日額の20倍
 外傷の手術：入院保険金日額の5倍
 入院保険金日額の40倍 **23,070円**
 入院中の手術：入院保険金日額の20倍
 外傷の手術：入院保険金日額の5倍
 （保険期間1年、年払、団体割引30%適用）

5

無料の健康・介護相談サービス （損保ジャパン日本興亜・アシスタント ダイヤル）をご利用いただけます！

3

議員・退職議員の皆さまのための制度です！

- 議会議員を退職後も、継続して加入できます。
- 議員の皆さまの配偶者も加入できます。
- 満79歳（保険始期日時点の満年齢）まで加入できます。

（注1）日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同一ような形で病室を使用した場合等のことをいいます。「入院料」の支払いの有無で判断します。

（注2）加入申込書および被保険者健康告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

（注3）本制度は保険期間の中途でのご加入はできません。

※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会

【取扱代理店】
株式会社 まちむら
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階
TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

【引受保険会社】
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
団体・公務開発部 第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5408 FAX 03-6388-0162
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

SJNK18-05870 2018.8.9

議長随想



この町に来てみて良かった。 満足した。町づくり

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町は、群馬県の北西部に位置し、長野県・新潟県に接し、上信越高原国立公園に指定され、面積は四三九・二八平方

キロメートルで、山林が八五割を占める群馬県内で四番目に広い町村です。人口は一万六三三三人（平成三〇年四月末）で、産業は観光業と農業の町です。昭和三十年に四つの町村が合併し、平成二十二年に六合村を編入合併しました。

六合地区は、自然が多く天空の湖の野反湖を始め、この自然に平成二十五年より磨きをかけ、平成二十八年に芳ヶ平湿地群がラムサール条約に登録され、平成二十九年には六合チャッポミゴケ生物群集の鉄鉱生成地が国の天然記念物の指定を受け、これに関連する太子駅の復元が行われました。また、赤岩地区重要伝統的建造物保存地区も磨きをかけ、交流人口の増加対策を行っています。

さらに、スパトレイル（四万

国指定天然記念物
チャッポミゴケ生物群集の鉄鉱生成地



to草津」や中之条まちなか5時間リレーマラソン、中之条ピエナナレー国際現代芸術祭にも取り組んでいます。また、「再生可能エネルギーのまち中之条」宣言をし、太陽光発電や小水力発電を行い、全国初となる自治体主導の一般社団法人中之条電

力を設立し、電力の自由化に対応した小売電気事業を株式会社中之条パワーに事業継承し、公共施設のほか町内の一般家庭にも供給しています。

議会も議決するだけではなく

議会では、都市等交流対策特別委員会を設置し、交流人口増で経済活性化を図り、定住人口減少に歯止めをかける取り組みをしています。中之条と何らかの縁を見つけ、議員十八名を四小委員会（班）に分けています。一班（総務企画常任委員会）では、東京港区の乃木神社と町の親郡神社との縁で、御田植祭には、港区から体験者が訪れ、乃木会館（ホテル、結婚式場）に農産物や町産酒米の御神酒を供給しています。

二班（文教民生常任委員会）では、六合地区・沢渡温泉などで、若山牧水との多くの縁があり、静岡県沼津市など牧水ゆかりの地との交流をしています。

三班（産業建設常任委員会）では、六合地区に「男はつらいよ」のロケに訪れた亡き渥美清さん演ずる「寅さん」の生まれたる東京葛飾区の「寅さんサミット」に参加し、町のPR活動をしています。

四班は、副議長が班長となり、ふるさと納税の推進と海外交流の検討をしています。

ふるさと納税者等との交流では、一日町長として観光関連施設や町有施設を見学し、希望者は議場で議員研修会を開催し、一日町長から就任挨拶と講演、



一日町長
議員研修会・挨拶と講演

町の方針への助言をいただき、議員から質疑を行うほか、職員訓辞、町長や議長との意見交換を行っています。リピーターもおられ、町の認知度を高めています。

六月には、東京都港区青山の地名の由来は、中之条町青山からとの文献が見つかりました。さらに、岐阜県郡上市との交流にも取り組み始めています。

並行して議会改革

議会改革を進めるため、議会活性化対策特別委員会を設置し、目標を細分化して取り組んできました。

通年議会制の導入及び議会基本条例制定の重要二案件を議会運営委員会に付託し、全員協議会で満場一致での承認を目指しましたが、自治法第九十二条の二（議員の兼業禁止）に関する取扱いが問題となり、議論を重ねて三月議会で全会一致で可決しました。新たな条例であり、基本条例検証特別委員会を設置して、今後の改正、倫理問題等についても審議しています。

さらに、議会の情報提供や町の認知度を高めるためにSNSを活用したフェイスブックページを公開しています。

仲澤議長会長 関東町村議会 議長会長に就任



仲澤議長会長

群馬県町村議会議長会 仲澤太郎会長（上野村議会議長）は、七月十九日、関東町村議会議長会長に就任した。

関東町村議会議長会は、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び群馬県の八都県町村議会議長会で構成し、全国町村議会議長会及び関東地区都県の町村議会議長会と相互に密接な連絡をはかり、地方議会の適正円滑な運営と町村自治の振興発展に寄与することを目的に活動している。

任期は、平成三十一年六月三十日まで。

新議員研修会開催

県町村議会議長会は、六月二十五日（月）、前橋市・群馬県市町村会館において、この一年間の町村議会議員初当選者を対象とした新議員研修会を開催した。

この研修会は、毎年この時期に開催しており、本年は十人の新議員及び三人の議会事務局職員が参加し、本会峯岸次長が地方自治法や会議規則など、議会議員にとって必要な法令等について説明した。

【研修科目】
「地方議会の制度と運営について」

群馬県町村議会議長会

次長 峯岸 茂己



平成29年度群馬県市町村総合事務組合 一般会計決算概要

8月8日（水）に開催された群馬県市町村総合事務組合議会平成30年第2回定例会において、平成29年度一般会計決算が認定されました。

歳入	款・項	収入済額（円）
	分担金及び負担金	5,617,750,614
	消防共済基金支出金	232,543,591
	県支出金	0
	財産収入	192,447,336
	寄附金	0
	繰入金	0
	繰越金	39,649,582
	諸収入	43,818,813
	組合債	0
	歳入合計	6,126,209,936
歳入歳出差引残額		706,296,183円
財政調整基金等繰入額		670,000,000円
うち退職手当基金繰入額		664,406,000円
消防補償等基金繰入額		1,969,000円
消防賞じゅつ基金繰入額		1,878,000円
自然災害救助基金繰入額		904,000円
非常勤職員公務災害補償基金繰入額		843,000円
平成30年度繰越額		36,296,183円

歳出	款・項	支出済額（円）
	議会費	74,546
	総務費	77,681,792
	事業費	4,873,065,113
	退職手当給付費	4,638,699,264
	消防公務災害補償等費	232,700,060
	消防賞じゅつ金給付費	0
	自然災害救助費	0
	非常勤職員公務災害補償費	1,665,789
	学校医等公務災害補償費	0
	消防共済基金掛金	276,648,302
	公債費	0
	積立金	192,444,000
	予備費	0
	歳出合計	5,419,913,753



人事院が、定年を段階的に六十五歳に引き上げるための意見申出を国会と内閣に行いました。

少子高齢化が加速する中、高齢者の就業を促進し、労働力を確保するための方策のようですが、退職後にすべきことが山積しているのに、退職手当を人質に取られた中で、やっと退職年齢が近付いてきた人には、余計なことではないでしょうか。

す。個人事業主であるこの本の著者にも定年はありませんが、同年代の会社員である担当編集者が次々と定年を迎え、担当が代替わりしていく中で、「定年って何だ?」「年齢による差別ではないのか?」「何で皆、当然のように定年で退職するのだ?」という様々な疑問を解消するために取材を始めたそうです。

おすすめのー冊



定年入門 イキイキしなくちゃダメですか

ポプラ社刊・高橋秀実著

う気分ではないでしょうか?

「定年」という言葉を意識していた時に目についた『定年入門 イキイキしなくちゃダメですか』高橋秀実著・ポプラ社刊・千五百円＋税が今回のおすすめの一冊です。

これを読んでくれている人の多くに定年があると思います。自営業や政治家など定年がない人もいま

来夏の参議院選にあたり、自民党の七十歳定年内規に対し「年齢で差をつけるのは、おかしい」と主張する人も出てきましたから、言われてみれば、定年制をそのまま素直に受け入れていいのかという疑問も生じかねますよね。

だと結論付けます(欧米や豪州では、一部の職種を除いて定年制は禁止されているそうです)。そうした風習の中で定年退職した人の現状を取材し、紹介しています。銀行、公務員、教師、医師など様々な職種の人の退職後の生活や考え方を聞いたインタビュー集です。で、よくありがちな一方的な持論の押し付けということもなく、共感や感情移入できるような事例を見つけることができるかもしれません。

「あとがき」で著者は、「定年はメ切のようなもので、これがないと次の段階に進めないように、定年によって人生に明確な区切りができ、その後、様々な生き方ができるのではないかと述べています。

皆さんも改めて「定年」の意味について考えてみてはいかがでしょう。何年か前に定年退職を「さあ、楽しい時間の始まりだ」と表現したコミーマシャルがありました。が、そう思うか思わないか、楽しい時間とするかしないかは、一人ひとりの心構え次第かなとも思わせる一冊です。

(一)

これからの主な行事予定

群馬県町村会関係	日 程	会 場
町村税務担当課長研修会	10月25日(木)	群馬県市町村会館 501研修室
理事会	11月7日(木)	群馬県市町村会館 町村会役員室
町村総務、財政及び企画担当課長研修会	11月13日(火)	群馬県市町村会館 501研修室
県関係国会議員との懇談会	11月27日(火)	東京都 グランドアーク半蔵門
町村長研修会	11月28日(水)	東京都 グランドアーク半蔵門
全国町村長大会	11月28日(水)	東京都 NHKホール
理事会	平成31年1月16日(水)	群馬県市町村会館 町村会役員室
定期総会	2月14日(木)	群馬県市町村会館 大会議室
会計管理者研修会	2月25日(月)	群馬県市町村会館 501研修室

群馬県町村議会議長会関係	日 程	会 場
理事会	10月22日(月)	群馬県市町村会館 議長会役員室
議員研修会	10月26日(金)	吉岡町 吉岡町文化センター
監査委員全国研修会	11月1日(木)～2日(金)	東京都 メルパルクホール
役員視察研修	11月8日(木)～9日(金)	茨城県 大洗町議会・美浦村議会
議会広報研修会	11月14日(水)	群馬県市町村会館 大研修室
知事・県議会議長と町村議会議長との懇談会	11月16日(金)	前橋市 ホテルラシーネ新前橋
県関係国会議員と町村議会議長との懇談会	11月20日(火)	東京都 グランドアーク半蔵門
町村議会議長研修会	11月21日(水)	東京都 グランドアーク半蔵門
町村議会議長全国大会	11月21日(水)	東京都 NHKホール

